

件名	町としての要件に関する条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第8条第2項
<p>【改正の概要】</p> <p>市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正による法律名改正に伴い規定整備を行うもの</p> <p>町としての要件に関する条例（昭和23年愛媛県条例第3号）</p> <p>第1条 町となるべき普通地方公共団体は次に掲げる要件を具備していなければならない。</p> <p>（1）官報で公示又は知事において告示された最近の人口5千以上を有すること。</p> <p>（2）当該普通地方公共団体の中心の連管区域内に在る戸数が全戸数の4割以上であつて且つ400戸以上あること。</p> <p>（3）商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が全人口の4割以上であること。</p> <p>（略）</p> <p>第2条 <u>市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）</u>に基づき町の区域の全部が合併して新たに普通地方公共団体が設置される場合において、当該普通地方公共団体が当該合併により前条第1項第2号又は第3号に掲げる要件を備えなくなるときは、同項の規定にかかわらず、知事において特別の事情があると認める場合に限り、その備えなくなつた要件の全部又は一部を緩和することができる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）</u></p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>第8条第2項 町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府県の条例で定める町としての要件を具備していなければならない。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）</p> <p>第2条第1項 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。</p>	